

## 契約ベースで容易にできる！「電子図書」閲覧における新しい使用許諾の方法と サービスレベルの飛躍的向上について

### 1. 背景

自治体図書館や特に大学の附属図書館においては、所蔵している CD や DVD を館内ネットワークで閲覧できるサービスを提供することは比較的一般に行われてきました。また近年特に、LAN の高速化とブロードバンド技術の発達によりネットワークインフラが整備された結果、閲覧できるレパトリの拡大とともに館外からもアクセスできるサービス提供の要求が高まっていると考えられます。とはいえ図書館の活動に大きな影響力を持つ著作権法は、図書館という施設なり制度が本来持っているほしいと望まれる役割に対して、必ずしも好意的ではありません。むしろサービス提供者である図書館と、その利用者に対して制限がかけられているといえます。著作権法自体は著作者の権利を守るための“縛り”として必要なものであることは間違いないのですが、たとえばインターネット経由で多くの情報、資料が手に入れられるようになった今日、図書館が所蔵するあらゆる資料・情報はどうしても図書館に出向かなくては利用（閲覧）できないというのでは図書館そのもののあり方自体に疑問が出ないとも限らないのではないのでしょうか。

ここでは著作権法の法律的解釈云々を議論するのではなく、著作権法の「理念」を踏まえた上で、サービス提供者である図書館の利便性を向上させることにより、サービス利用者からみた図書館の利用価値を高め、なおかつ著作者の権利を守るだけでなく発展させるにはどうしたらよいか、という二律背反の命題に対して一つの『問題解決』を試みることにします。なおここで議論するのは紙媒体などの資料の電子化にまつわる問題ではなく、また一般に議論される Web 公開に関することでもありません。それは先進的な自治体図書館および大学附属図書館で既に始まっていて、これまでの方式に満足できなかったとか、費用や著作権問題などで導入をあきらめていた、というような施設でも容易に、そして今すぐにでも始めることができる、いわゆる「電子図書」とよばれる CD・DVD コンテンツの革新的利用形態についてですが、その延長で電子化資料にも適用できるでしょう。

### 2. 議論のポイント

電子図書は、ご存知の通り CD もしくは DVD で配布（販売）されている資料ですが、紙媒体などの資料とちがって、一般に著作者（版元）との間で「使用許諾」という契約を結んだ上で利用できることになっています。この使用許諾契約というのは制限条件付きの使用権ですが、一般に利用者がコンテンツを購入するとついてくるものです。つまり一般に議論される著作権というのは「財産権」のことであり、この財産権が損なわれないように使用許諾契約という形で著作者と利用者が「合意」することで著作権の適用は阻却され（免れること）、合法的使用になります。ただ、これは一般の利用者にはそのまま当てはまるものの、図書館が利用者となる場合は事情が大きく変わってきます。つまり図書館の場合は、その利用者に著作物を無償で閲覧もしくは貸し出しを行うため、著作者にとって本来なら得られるはずの販売機会（経済的利益）の逸失という甚だ不利益な状況が起こる可能性が出てくるわけです。この資料では、この問題にどう対応するかについて考察しており、最近実用化されて普及が始まった新

しい閲覧システムを前提にすれば著作者、利用者とも“両者両得”となるであろう現実的な解決の道があることを提言しています。

## 2.1 一般の使用許諾条件について

ほとんどのコンテンツは1台のPCで使用することを許諾条件にしています。正確にはコンテンツごとの使用許諾条件によりますが、おおむね1台のPCにそのコンテンツ付属のアプリケーションをインストールして使用することが条件ですので、複数のPCにインストールして使用することは、もともとの許諾条件のままではできません。

## 2.2 館内ネットワークでの複数の利用者による使用について

前項にある通り、電子図書はもともと使用許諾が付いていますので、ネットワーク使用など、その許諾条件から外れる使用形態については改めて許諾を受ければよいことになります。ただ、閲覧用として使用する端末全てにそのコンテンツのアプリケーションをインストールする必要がありますので、必然的に利用できる端末が限られることになります。新しいバージョンの入れ替えなどメンテナンスも端末が多いとそれだけ大変になります。

## 2.3 外部からのアクセスについて

著作者(版元)によるインターネットでのサービス提供も増えてきました。もちろん不特定多数に対するものではなく、図書館などとの契約ベースでの公開です。後述しますが、これとは別に、館内ネットワークをそのまま外部からアクセスする手段も提供されており、これを使用すれば、いわゆる公衆送信権(著作権法23条)の許諾が得られたものを館内の閲覧システムにVPN(Virtual Private Network)で接続して外部から容易に利用できます。

## 3. これまでの電子図書の閲覧サービスの課題

現在行われている館内での電子図書閲覧サービスは、利用者にとっては便利なものであるものの、広く普及するためにはまだまだ改善の余地があります。たとえば、

- そもそも図書館利用者に無償で閲覧されるのでは、著作者の経済的利益が損なわれる恐れがあり、容易には許諾できない。許諾する場合も高額になりがち。
- 前項にもある通り、利用者端末(PC)の設定とメンテナンスが大変で簡単には導入できない。導入する場合もサービス提供のレパートリ(コンテンツの種類)や端末を限定する必要がある。
- 様々な理由で来館できない利用者に対して、図書館所蔵のある種のコンテンツの外部からの閲覧サービスを提供したいが、利用者のPCにアプリケーションを組み込むことが必要な現行の方式では事実上できない。また複製(コピー)ができてしまう問題があり、著作者(版元など)の許諾が受けられない。使用者のPCからウイルス侵入の危険もあり事実上実施は不可能。などがあげられます。

#### 4. 二律背反問題の解決に向けて

それでは著作者側の利益というのはどういうことで、図書館を含めた利用者側の利益とは具体的にどのようなものなのでしょうか。

- 著作者側の利益は言うまでもなく、たくさん購入してほしい、ということでしょう。ただ、そのためには有力かつ善意の利用者である図書館側の支持を得る必要があります。特に費用面での折り合いがつかなければ両者それぞれの立場で役割を果たすことができない、ということになってしまいます(機会損失)。もう一つは不正使用できない仕組みを用意して、そこで使ってもらいたいということです。
- 著作者からみれば利用者ですが、サービス提供者である図書館側の利益は、著作者側の利益とは相反する、できるだけ少ない費用で最終使用者である利用者に満足してもらえるサービスを提供することです。また導入コストを抑えるためには導入時のアプリケーションの組み込みや入れ替えなどの運用管理を自分たち自身の手でも容易にできることが必用です。
- 最終利用者の利益は、できるだけ多くのコンテンツ(蔵書)を手軽に利用できることです。最寄りの図書館になくても全国の図書館から探すことができ、それも OPAC のような蔵書検索ではなく、内容そのものを直接閲覧できることです。また資料のコピーがほしいときなどは近くの図書館まで出向きますが、閲覧だけなら場合によっては自宅からもアクセスできるようになれば画期的です。

これらの課題を高いレベルで解決することを目指して開発された新しい閲覧システムの普及が始まっています。このシステムは上記の課題をそれぞれ次のような内容で解決を図っています。その大前提として、現在CD・DVDのメディアを貸し出している、もしくは閲覧用の端末に挿入して利用する方法をとっている場合に、そのままこの新しい閲覧システムを導入できるかという問題についての弊社の見解をFAQに掲載していますので、まずはこれを参照してください。 (<http://www.rexas.co.jp/dvts/faq.php>)

- たくさん購入してほしい... 費用対効果の問題なので、効果があり、かつ予算に見合う妥当な価格であれば新しいシステムの普及に伴って購入する利用者(図書館)は増えるでしょう。なお、新しい閲覧システムでは、これまでの1本単位、もしくは利用ユーザ数に応じた許諾だけでは不都合な場合に、従量に応じた課金の手段が用意されており、著作者、利用者双方が納得しやすい選択ができます。具体的にはコンテンツ毎にアクセス回数、アクセス時間の積算ができますので、それに応じた課金の取り決めをすることができます。この方法をとれば、著作者側としては“本数”にこだわることなく使用程度(従量)を高めてもらえるように積極的に努力できるでしょうし、図書館側としても、従量に応じた費用で館内、館外を問わずアクセスできる利便性の高い閲覧システムを利用者に提供しやすくなります(両者両得)。従量により費用が変動することが不都合な場合は、初年度は一定の費用にしてまず実績データを取り、翌年以降はそれをもとに清算する、という方法をとればよいでしょう。

- 有力かつ善意の利用者である図書館側の支持を得る. . . 上記により可能となるでしょう。
- 不正使用できない仕組み. . . 利用者の端末(PC)にはダウンロード(複製や持ち出し)ができないことに加えて、印刷も、たとえば最寄りの図書館でのみ可能というような制限ができる、また同時に使用できる利用者の人数を契約時に取り決めてコンテンツごとに設定できます。さらに VPN を使用することで、利用者の端末には一切設定を必用とせず、しかも館内でのアクセスと全く同じ使い勝手で安全性の高い館外からのアクセスを提供できます(Web にする場合は Web 用のビューを用意する必要があります)。またアプリケーションは全てサーバ側で動作し、利用者の端末では一切動作しないため、利用者の端末からのウイルス侵入などによる不正アクセスや、その逆の心配もありません。
- できるだけ少ない費用で最終使用者である利用者に満足してもらえるサービスを提供する. . . もともとコンテンツのアプリケーションはサーバ 1 台にインストールするだけなので、1 本だけ購入して、あとは同時に使用する可能性のある利用者数分の割り増しライセンスを購入するか、それとも最初から従量にするか、などを決めればよいでしょう。
- 導入時のアプリケーションの組み込みや入れ替えなどの運用管理を自分たち自身の手でも容易にできる. . . ターンキー(電源を入れればそのまま使用できる状態)で納入される。またコンテンツの組み込みや入れ替えはウィザードにしたがって作業することができるので特別の知識がなくても導入と運用が可能。
- できるだけ多くのコンテンツ(蔵書)を手軽に利用できる. . . 端末が何台あってもサーバ1台に組み込むだけなので、これまでに比べて手軽になり、その分コンテンツの種類や端末を増やせる。また、これまでの方式では事実上不可能でしたが、たとえば中央図書館の閲覧システムをサテライトの図書館や、学校などから容易に利用できるようにできますので利便性が格段に向上します。
- 全国の図書館から探す. . . この新しい閲覧システムを導入した施設間では、それぞれの閲覧環境を互いに公開することができるため、自分の施設(図書館)にないものでも、その場に居ながらにして別の施設に接続して利用できます。なお外部から利用させるには、その利便性に対する許諾条件として場所ごとに別途費用が必要となるかもしれません。
- 蔵書の内容そのものを直接閲覧できる. . . 上記の内容に含まれます。
- 閲覧だけなら場合によっては自宅からもアクセスできる. . . 施設にまたがるアクセスの場合と同じなので、技術的にはどこからでもアクセスできる(許諾が受けられて、かつ制度として提供できるかどうかの問題)。

□ 新しい閲覧システムの概要

設置、インストールが簡単！

設置

インストールはサーバのみ

ターミナルサービスに接続してメニューもしくはデスクトップからリモートアクセス

本来は手ごわい Windows サーバですが、プリセットされているので使い慣れたクライアントの感覚で使い始めることができます。(サーバ支給も OK)

ウィザードが用意されているので特別の知識がなくても作業できます。マルチユーザ化の処理が施されたアイコンが自動生成されてサーバの仮想クライアントのデスクトップに貼り付けられますので、そこから起動します。またメニューも連携して作成できます。

クライアントの「ユーザ」は、あらかじめサーバ側に生成されているので設定も行われているので接続するだけで使用できます(クライアントの設定は不要)。

シンクライアント方式はクライアント管理が不要！

サーバで処理された画面出力 / 音声と、キーボード / マウス入力のみを実行する「シンクライアント」

インターネット

クライアント毎のアプリケーション要求を一括処理する「シン・サーバ」

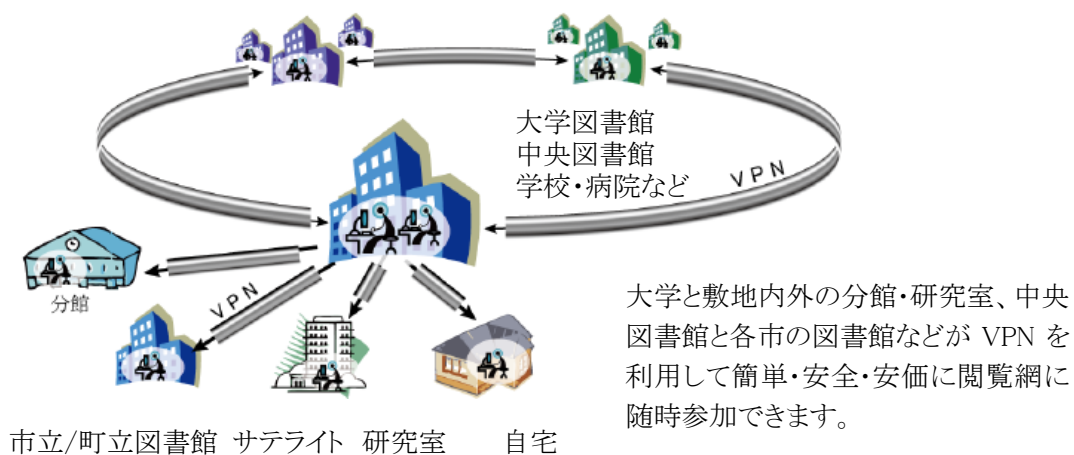
クライアントは設定不要

・サーバとクライアント間は画面、音声、入力操作の情報のみを転送  
 ・インターネットで公開されている各種データベースなども、サーバ経由でクライアントから自由にアクセスできます。

このシステムの各種情報、資料はこちらから入手できます。

( <http://www.rexas.co.jp/dvts/index.html> )

※ この形態は著作者側との合意が得られさえすれば技術的、費用的に容易に実現できます  
各施設間での相互運用による広域閲覧網が容易に実現します（特別な費用はかかりません）



※ この形態は弊社公開サーバ上の「体験用システム」に接続して確認できます（館内の場合もこれと全く同じです）。

（ <http://www.rexas.co.jp/dvts/evaluation.html> ）

この資料に関するご質問ご意見などは以下までお願いいたします（お待ちしております）

**株式会社 レクサス**

**REXAS**

〒213-0012 川崎市高津区坂戸 3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟 6F

TEL:044-844-2255 FAX:044-844-7720

Home : <http://www.rexas.co.jp/> e-mail : [info@rexas.co.jp](mailto:info@rexas.co.jp)

2008 年 10 月